

# 講習会のご案内

## 粉じん作業特別教育

毎々、格別のご愛顧を頂き厚くお礼申し上げます。

当社では、粉じん作業に常時従事されている方を対象に、下記のとおり「粉じん作業特別教育」を実施しております。じん肺の所見がみられる労働者の数は、粉じん障害防止規制が全面施工された昭和56年と比べ、大幅に減少し、平成18年においては252人になっているものの、近年は横ばい傾向となっています。厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、第7次粉じん障害防止総合対策(平成20年度～平成24年度)を策定しました。



### 粉じん障害防止規則第22条

事業者は、常時特定粉じん作業に係わる業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならない。

### 特定粉じん作業とは、

- 1.坑内において動力を用いて鉱物、岩石、土石を掘削し、加工し、又は運搬する場所での作業。
- 2.屋内において、グラインダー等により金属、鉱物、岩石等の研磨、若しくはバリ取りする場所での作業。
- 3.鉱物等、炭素原料、アルミニウム、セメント、ほうろう等を取り扱う場所での作業。
- 4.硝子、鋳物、タイル、陶器、耐火レンガ等を製造、又は取り扱う場所での作業。
- 5.その他

### 第7次粉じん障害防止総合対策の重点項目(厚生労働省)

- 1.ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 2.アーク溶接作業にかかる粉じん障害防止対策
- 3.金属等の研ま作業にかかる粉じん障害防止対策
- 4.離職後の健康管理

### ◎講習の種類 粉じん作業特別教育

対象者	満18歳以上の方ならどなたでも受講できます。
受講料	10,000円(内税) *テキスト代含む。

### 平成23年度定期開講日

- 9月2日(金)  
11月24日(木)  
1月10日(火)  
3月12日(月)

### 【講習日数】・・・1日間

教育時間：4.5時間(学科教育のみ)

栃木労働局長登録教習機関

コマツ教習所(株)栃木センタ

〔問合せ〕 栃木県真岡市松山町26番地



TEL..0285-83-5461 FAX.0285-84-2645

URL.<http://www.komatsu-kyoshujo.co.jp/tochigi/>